

2017年
2月号

2016年の重要立法を振り返る(下)

執筆者:野村 高志、早川 一平、木下 清太

前回(2016年12月号)に引き続き、今回は、インターネット、独占禁止法、知的財産法、不動産登記に関連する重要立法を取り上げます。

1. インターネット関連

① 「中華人民共和国インターネット安全法」(全人代常務委員会 2016年11月7日公布、2017年6月1日施行)

中国の全国人民代表大会の常務委員会は、2016年11月7日に、インターネット上の監督管理及び個人情報保護等を規定した「インターネット安全法」(以下「ネット安全法」といいます)を公布し、2017年6月1日から施行します。ネット安全法は、2014年4月15日に開催された中央国家安全委員会において、習近平国家主席が確立した「総体国家安全観」(中国国外と中国国内の安定・維持を重視すべきとする考え)の一環として、公布された法令です。

ネット安全法は、インターネット上での言論に対する管理の強化が狙いとみられ、ユーザのインターネット実名登録の義務化、当局によるネット検閲の合法化等を規定しています。また、国家の安全を脅かす重大事件が発生したと政府が判断した場合、政府がインターネット通信を制限できるとし、更に、ネット運営者に対し犯罪捜査のための技術協力を要求し、違法な情報を削除したり通信を遮断したりすることなどを義務付けています。概要は以下のとおりです。

(1) 三大基本原則

ネット安全法において確立された三大基本原則は下表のとおりです。

本稿は、みずほ銀行発行のMizuho China Monthly(2017年2月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

	基本原則	条文規定
1	ネット空間での国家主権原則	立法目的: ネットセキュリティ、ネット空間での国家主権及び国家安全等を守るため 適用範囲: 中国国内におけるネットの構築、運営、メンテナンス及び使用、並びにネットセキュリティの監督管理に適用
2	インターネットセキュリティ及び情報化の発展を重視する原則	方針: ネットセキュリティと情報化の発展のいずれも重視する方針を堅持
3	官民の共同管理原則	政府部門、ネット構築者、ネット運営者、ネットサービス提供者、ネット業界の関連組織、学校及び社会公衆等は、各自の役割に応じてネットセキュリティを管理

(2) 監督部門

国家インターネット情報部門: ネット安全及び関連監督管理を統括
電信主管部門(工業及び信息化部)、公安部等: ネット安全のための監督管理

(3) 規定内容

(i) インターネット運営者¹の主な規制

義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家のネットセキュリティ・レベル保護制度に従い、セキュリティを実施する義務²(第 21 条) ・ 提供した製品やサービスに不備・欠陥等のリスクが存在する場合、ユーザ及び関連主管部門に報告する義務(第 22 条) ・ 一部の運営者(ユーザにインターネット接続、固定電話、モバイル電話等のインターネット接続手続等を行う者)がユーザと契約を締結する場合又はサービスの提供を確認する場合に、ユーザに真正な個人情報の提供を要求する義務(第 24 条) ・ ネットセキュリティ事件の緊急対応案の制定義務(第 25 条) ・ 公安機関、国家安全機関が国家安全を守る場合、犯罪行為を捜査する場合の技術サポート及び協力提供義務(第 28 条)³
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 21 条、第 25 条違反の場合: 主管部門が是正を命じ、警告する。是正しない場合又はネット安全を害する場合、インターネット運営者に対し、1 万元以上 10 万元以下の過料に処し、直接責任を負う主管者に対し、5 千元以上 5 万元以下の過料に処する。 ・ 第 22 条違反の場合: 主管部門が是正を命じ、警告する。是正しない場合又はネット安全を害する場合、インターネット運営者に対し、5 万元以上 50 万元以下の過料に処し、直接責任を負う主管者に対し、1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。 ・ 第 24 条違反の場合: 主管部門が是正を命じる。是正しない場合又は情状が重い場合、5 万元以上 50 万元以下の過料、関連業務の一時停止、休業整理、ホームページ閉鎖、関連する業務の資格又は営業許可の取消等に処し、直接責任を負う主管者に対し、1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

¹ インターネット運営者とは、インターネットの所有者、管理者及びネットサービス提供者をいいます。

² i 内部セキュリティ管理制度及び操作規定の制定・セキュリティ責任者の選定、ii ネットセキュリティへの危害を防止するための技術的な措置、iii ネット運行状況、ネットセキュリティ事件を監視測定・記録する技術的措置を講じ、関連 Network Log を 6 ヶ月以上保存、iv データ分類、重要データをバックアップ等。

³ 第 28 条違反について、ネット安全法上の罰則は規定されていない。

(ii) 重要情報インフラ運営者⁴のネットセキュリティに関する主な規制

義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門セキュリティ管理機構及び担当者を設置、定期的に従業員を研修、重要システム・データのバックアップを実施、及びネットセキュリティ事件の緊急対応案の制定義務(第 34 条) ・ インターネット製品・サービスを購入する場合、関連規定に従い、提供者との間に安全秘密保持契約を締結し、安全及び秘密保持の義務・責任を明確にする必要がある(第 36 条) ・ 中国で収集された又は生じた個人情報及び重要データは、中国国内で保存する必要がある、国外に提供する必要がある場合、関連規定に従い、セキュリティ評価を行う必要がある(第 37 条)
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 34 条、第 36 条違反の場合: 主管部門が是正を命じ、警告する。是正しない場合又はネット安全を害する場合、重要情報インフラ運営者に対し、10 万元以上 100 万元以下の過料に処し、直接責任を負う主管者に対し、1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。 ・ 第 37 条違反の場合: 主管部門が是正を命じ、警告し、違法所得を没収する。重要情報インフラ運営者に対し、5 万元以上 50 万元以下の過料、関連業務の一時停止、休業整理、ホームページ閉鎖、関連する業務の資格又は営業許可の取消等に処し、直接責任を負う主管者に対し、1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

(iii) 個人情報⁵保護に関する主な規制

義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用目的の明示等 ネット運営者は、収集したユーザの情報を厳密に保護し、健全なユーザ情報保護システムを構築すべきであり、ユーザの個人情報を収集・使用する場合、合法・正当・必要の原則に基づき、収集・使用に係る規定を公開し、個人情報の収集・使用の目的、方法及び範囲を明示し、個人情報の主体の同意を取得すべきである。(第 41 条) ・ 個人情報の安全確保、救済措置 ネット運営者は、収集した個人情報を漏洩、改ざん、破損してはならず、被収集者の同意を得ず、第三者に個人情報を提供してはならない。収集した個人情報のセキュリティを確保し、個人情報の漏洩、破損、紛失等が発生する又は発生する恐れがある場合、直ちに救済措置を取るものとし、個人情報主体及び関連主管部門の規定に基づき報告すべきである。(第 42 条) ・ 個人情報の削除、修正請求 個人は、ネット運営者が法令又は双方間の約定に違反して個人情報を収集・使用していることを発見した場合、ネット運営者に対して個人情報の削除を求めことができ、また、ネット運営者が収集、保存した個人情報にミスがあることを発見した場合、ネット運営者に対し、修正を求めることができる。(第 43 条) ・ 第三者への個人情報提供禁止規定の例外 処理を行い特定の個人を識別できず、かつ回復できないものについて、被収集者の同意がなくても、第三者に個人情報を提供することができる。(第 42 条)
罰則	他人の個人情報に関連する権利を侵害した場合、関連部門が是正を命じ、情状に基づき警告し、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 10 倍以下の過料に単独又は併せて処し、違法所得がない場合、100 万元以下の過料に処する。また、直接責任を負う主管人員とその他の直接責任者については 1 万元以上 10 万元以下の過料に処し、情状が重い場合、関連業務の一時停止、休業整理、ホームページ閉鎖、関連する業務の資格又は営業許可の取消等を命じる。

⁴ 重要情報インフラの範囲については、国務院が別途作成予定であるが、現時点において、公布されていない。

⁵ 個人情報とは、電子又はその他の方式により記録された単独で又はその他の情報と結合して自然人個人の身分を識別できる各種情報であり、自然人の姓名、生年月日、身分証明書番号、個人生物識別情報、住所、電話番号等を含むがこの限りでないことと定められています。

2. 独占禁止法関連

2016年は、独占禁止に関連して、下表のガイドラインの原案に対するパブリックコメントの募集手続が実施されました。

	公表日
知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン	2015年12月31日 ⁶
水平的カルテル事件のリニエンシー制度適用ガイドライン	2016年2月3日
独占禁止事件事業承諾ガイドライン	2016年2月3日
知的財産権の濫用に関する独占禁止法執行ガイドライン(第7稿)	2016年2月4日
自動車産業に関する独占禁止ガイドライン	2016年3月23日
カルテルの適用除外に係る一般的な条件及び手続に関するガイドライン	2016年5月12日
独占行為の違法所得の認定及び罰金の確定に関するガイドライン	2016年6月17日

これらのガイドラインは、現時点で未施行ですが、パブリックコメントの募集手続において公開された原案は、当局の考えを知る上で重要な資料であると思われます。

特に、2015年12月31日に公表された「知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン」(以下「本知財ガイドライン」といいます)の原案は、2015年8月1日に施行された「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」(以下「本知財規定」といいます)を補充して、独占禁止法上、問題になり得る各行為類型の違法判断の考慮要素を明記する等、実務上、留意すべき条項が多く規定されています。

また、2016年6月17日に公表された「独占行為の違法所得の認定及び罰金の確定に関するガイドライン」(以下「本罰則等ガイドライン」といいます)の原案は、現行法上、明確ではなかった、カルテル等の独占合意に係る罰金の算定方法を詳細に規定する等、実務上、有用な情報が多く含まれています。

① 「知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン」(国家発展改革委員会、2015年12月31日公表)

独占禁止の管理監督部門である国家発展改革委員会が公表した本知財ガイドラインの原案は、知的財産分野の独占禁止に関する基本的な考え方、知的財産権に関する競争排除・制限協定、支配的市場地位の濫用行為に関して、本知財規定を補充しており、特に、技術市場におけるシェア値の算定方法を規定した点、実務上多くみられる独占的グラントバック/アサインバックについて違法判断の考慮要素を規定した点、及び競争制限・排除協定のセーフハーバーを本知財規定よりも引き下げた点が注目されます。

(1) 技術市場におけるシェア値の算定方法

本知財ガイドライン一(三)1.は、技術市場におけるシェア値は、事例に応じて下記の数値を考慮して算出する旨を規定しています。

- 関連する知的財産権の使用許諾料による収入の関連市場における使用許諾料総収入に占める割合
- 関連する知的財産権を利用して提供した商品の川下市場におけるシェアの割合
- 代替性を有する全ての知的財産権における、関連する知的財産権の数量の割合

(2) 独占的グラントバック/アサインバックの違法判断の考慮要素

本知財規定二(二)2.は、許諾者が被許諾者に対し、被許諾者が開発した改良技術について、独占的ライセンスをする義務を課すことは、被許諾者が改善、又は新たな成果を得ることを抑制し、被許諾者のイノベーションの原動力を低下させ、競争を排除、制限する恐れがあるとし、このような独占的グラントバックが、競争を排除、制限するかを判断するために、下記の要素を考慮しなければならないと規定しています。

⁶ パブリックコメントの募集手続は、2016年1月1日に開始されました。

- 許諾者が独占的グラントバックについて実質的な対価を払っているか
- 許諾者と被許諾者がクロスライセンスにおいて相互に独占的グラントバックを認めているか
- 独占的グラントバックが知的財産権に係る改善、又は新たな成果が単一の事業者集中することで、その者が関連市場に対する支配を獲得又は強化していないか
- 独占的グラントバックが改善に対する被許諾者の積極性を損なっていないか

また、許諾者が被許諾者に対し、被許諾者が開発した改良技術について、許諾者又は許諾者が指定する事業者によるその権利を帰属させる義務を課す場合も、このようなアサインバックが競争を排除、制限するかを判断するため、上記の要素を同様に考慮しなければならないと規定しています。

(3) 競争制限・排除協定のセーフハーバー

本知財規定二(三)は、協定を締結した事業者のシェア値に応じて以下のセーフハーバーを規定しています⁷。

- 協定の当事者が競争関係を有する場合
 - ✓ 当事者の関連市場におけるシェアが合計 15%以下の場合、独占禁止法第 15 条による独占合意禁止の適用除外を推定する。
 - ✓ ただし、協定が、独占禁止法 13 条で規定された価格・数量、市場分割カルテル、新技術・新設備の購入及び新技術・新製品の開発制限、共同ボイコットに該当する場合、その他の価格制限に関するものである場合は、この推定規定は適用されない。
- 協定の当事者が競争関係を有しない場合
 - ✓ 協定が及ぶ関連市場上における各当事者の市場シェアが、いずれも 25%以下の場合、独占禁止法第 15 条の独占合意禁止の適用除外を推定する。
 - ✓ ただし、独占禁止法 14 条で明確に列挙された再販売価格の拘束に該当する場合、その他の価格制限に関するものである場合は、この推定規定は適用されない。

② 「独占行為の違法所得の認定及び罰金の確定に関するガイドライン」(国家発展改革委員会、2016 年 6 月 17 日公表)

中国の独占禁止法は、カルテル等の独占合意に対する罰金の額は、前年度売上高の「1%以上 10%以下」と規定しています。もっとも、「前年度」とは何を意味するか、「売上高」の算定対象の市場は中国国内に限定されるか、また、「1%以上 10%以下」の算定率は、どのような事情を考慮して決定されるかは、現行法上、明確ではありません。本罰則等ガイドラインはこれらの点に関して、以下を規定しています。

(1) 「前年度」

本罰則等ガイドライン第 17 条は、「前年度」とは、原則として調査開始時の前会計年度を指し、調査開始時に既に独占行為が停止されていた時は、独占行為が停止された時点の前会計年度を指すとしています。また、同条は、「会計年度」とは、中国国内で統一的に採用されている、西暦の 1 月 1 日から 12 月 31 日を指し、事業者がこれと異なる会計年度を採用している場合も、上記の期間における「売上高」を罰金算定の基礎とする旨を規定しています。

(2) 「売上高」

⁷ なお、本知財規定第 5 条は、知的財産権に関する競争排除・制限協定のセーフハーバーとして、競争事業者間の場合は合算でのシェアが 20%以下、非競争事業者間の場合は、各当事者のシェアがそれぞれ 30%以下であることを規定しており、仮に本知財ガイドラインが本文記載のセーフハーバーを最終的に採用する場合、本知財規定が定めるセーフハーバーとの関係も問題となります。この点、本知財ガイドラインの最終版において規定される可能性もありますが、現時点では明確ではありません。

本罰則等ガイドライン第 18 条は、原則として、事業者が独占行為を行った地理的範囲における、対象商品の販売収入を「売上高」とし、仮に独占行為実施の地理的範囲が中国領土よりも広範な場合も、一般的に中国国内の関連商品の販売収入を「売上高」とすると規定しています。ただし、同条は、上記で算定される売上高では、独占行為が競争や消費者の利益に与えた損害の程度を十分に反映し難い特段の状況下では、「売上高」を調整する余地を認めており、例えば、事業者が、国際的に独占行為を実施し、中国国内市場における競争を排除・制限したにも関わらず、違法行為の継続期間中、中国国内における売上高が存在しない、又は少ない場合が、上記の「特段の状況」として例示されています。そのため、結局は、中国国外の売上高も罰金算定の基礎になり得る点、留意が必要です。

(3) 「1%以上 10%以下」

(i) 基準値

本罰則等ガイドライン第 21 条は、独占合意の行為類型ごとに罰金の算定率の基準値を規定しています。その中で、価格・数量、市場分割カルテルについては、一般的に競争に与える損害が大きいこと等を考慮して 3%が基準値として設定されており、これは各行為類型の中で最も高い数値となっています。

(ii) 違法行為の継続期間による調整

本罰則等ガイドライン第 23 条は、違法行為の継続期間に応じて罰金の算定率が増加することを規定しており、具体的には、1 年を基準値とし、1 年延長するごとに、罰金の算定率は 1%増加(端数については、6 ヶ月未満の延長は 0.5%増加、6 ヶ月超 1 年未満の延長は 1%増加)すると規定しています。

(iii) 情状による調整

本罰則等ガイドライン第 25 条乃至第 27 条は、事業者ごとの情状による罰金の算定率の加減を規定しています。具体的な加減事由・率は下表のとおりです。

加重事由	加重率
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 独占行為において主要な働きをした場合 ➢ 他の事業者を脅迫、欺罔して独占行為を行わせ、又は他の事業者の独占行為の停止を妨害した場合 ➢ 多数の独占行為を実施した場合 ➢ 行政機関等の組織が行政権力を濫用して競争を制限・排除することを主体的に促進した場合 	1%
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当局が停止命令を出した後も独占行為を継続して実施した場合 ➢ その他の加重すべき事情がある場合 	0.5%
減軽事由	減軽率
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 他の事業者に脅迫されて独占行為を行った場合 ➢ 行政機関等に強制、脅迫されて独占行為を行った場合 ➢ 行政機関による違法行為の調査処分に協力した場合 ➢ 主体的に違法行為の弊害を除去した場合 	1%
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 主体的に違法行為の弊害を減少させた場合 ➢ 主体的に他の事業者の当該案件以外の独占禁止法違反に関する証拠を提供した場合 ➢ その他の減軽すべき事情がある場合 	0.5%

(iv) 市場競争と消費者の利益に与えた損害の程度等による最終調整

本罰則等ガイドライン第 28 条は、独占行為の違法の程度が重大といえる場合は、罰金の算定率は、最低でも 6%を下回らないように調整し、他方、独占行為の違法の程度が軽微といえる場合は、3%を上回らないように調整すると規定しています。独占行為の違法の程度は、主に競争と消費者の利益に与えた損害の程度を考慮して判断するとされ、具体的な考慮事情として、事業者

の市場占有率、当該市場への新規参入の難易度、当該市場の集中度・競争の程度、違法行為の地理的範囲、関連商品の価格変動の状況等が挙げられています。

3. 知的財産法関連

① 「特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」(最高人民法院法釈[2016]1号、2016年3月21日公布、2016年4月1日施行)

最高人民法院は、2016年4月1日に「特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」(以下「本司法解釈」といいます)を施行しました⁸。本司法解釈は、「特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(最高人民法院法釈[2009]21号、2010年1月1日施行)が施行された後の、近年の特許権侵害紛争に係る裁判実務を踏まえ、権利範囲の解釈規定、間接侵害に関する規定等を新設しています。従前から中国の特許権侵害案件における問題として指摘されていた損害額の立証難・低額化、及び訴訟の長期化の問題との関係では、以下の規定が特に注目されます。

(1) 損害額の立証難・低額化の改善措置

本司法解釈第27条は以下の旨の規定を新設し、侵害者に対する資料等の提供命令制度を導入するとともに、命令に従わない場合、侵害者が得た利益額により損害額を認定することを認めています。

- 侵害行為に起因して被った実質的な損害の確定が困難である場合、人民法院は、権利者に対し、侵害者が侵害行為により取得した利益について立証するよう求めなければならない。
- 権利者が、侵害者が取得した利益の初歩的な証拠を提供したものの、侵害行為に関する帳簿、資料を主として侵害者が把握している場合、人民法院は、侵害者に対し、当該帳簿、資料の提供を命じることができる。
- 侵害者が正当な理由なくして帳簿、資料の提供を拒否し、又は虚偽の帳簿・資料を提供した場合、人民法院は、権利者の主張と提供した証拠に基づき、侵害行為によって取得した利益を認定し、当該利益額により権利者の損害額を認定することができる。

(2) 訴訟の長期化の改善措置

中国では民事訴訟において特許無効の抗弁が認められておらず、被告は原告の特許の無効を主張する場合、民事訴訟とは別途で、知識産権局に無効宣告請求を行う必要があります。しかし、知識産権局による無効宣告が下されたとしても、当該無効宣告を行政訴訟により争うことが可能であり、行政訴訟の結論が出るまで、民事訴訟において特許無効が認定されず、手続が長期化する問題が指摘されていました。

そこで、本司法解釈第2条は、特許権の請求項について、知識産権局による無効宣告がなされた場合、当該請求項に係る民事訴訟を却下することができることとし、民事訴訟の処理の迅速化を図るとともに、後の行政訴訟で特許が再び有効と判断された場合、権利者は再び特許権侵害訴訟を提起することができることとし、行政訴訟と民事訴訟とで結論が矛盾することを防止しています。

② 「ネット出版サービス管理規定」(国家新聞出版广电总局、工業及び情報化部令第5号、2016年2月4日公布、2016年3月10日施行)

デジタルコンテンツのインターネット配信・販売に関する規定として、「ネット出版サービス管理規定」(以下「本規定」といいます)が2016年3月10日付で施行されました。本規定は、2002年に施行された「インターネット出版管理暫行規定」(以下「旧規定」といいます)を改正するものであり、旧規定では明記されていなかった、規制対象、許認可及び違法行為に対する処分規定等を新設しています。

⁸ 最高人民法院が公布する司法解釈は法的拘束力を有し、裁判実務における規範となります。

項目	関連条項
規制対象	<ul style="list-style-type: none"> ネット出版物とは、情報ネットを通じて公衆に対して提供される、編集、製作、加工等の特徴を備えたデジタル化された作品をいい、また、ネット出版サービスとは、情報ネットを通じて公衆にネット出版物を提供するサービスをいう(第 2 条)。
許認可	<ul style="list-style-type: none"> ネット出版サービスを営む場合、出版行政主管部門の許認可を取得しなければならず、許認可を取得するためには、書籍、音響・映像、電子、新聞、定期刊行物の出版企業の場合、以下の要件を充足する必要がある(第 8 条)⁹。 <ul style="list-style-type: none"> ① ネット出版サービスのための特定ドメインを取得し、スマートフォン端末のアプリケーション等の出版プラットフォームを有すること、 ② 確定的なネット出版サービスの範囲を有すること ③ ネット出版サービスを行うために必要な技術設備を有し、関連するサーバー及びストレージが中国国内に設置されていること 旧規定では明記されていなかったが、中外合併経営企業、中外合作経営企業、外資企業がネット出版サービスを営むことを明確に禁止し、また、これらの企業等とネット出版サービスにおける業務提携を行う場合は、事前に国家新聞出版広電総局の認可を得る必要があることを規定した(第 10 条)。
違法行為に対する処分	<ul style="list-style-type: none"> 本規定に違反した処分として、警告、是正命令、社名等の公開及びコンテンツの削除命令の 4 段階の措置と罰金を規定している(第 6 章)。 無許可でネット出版サービス業を営んだ場合、禁止された内容のコンテンツ¹⁰を配信した場合の罰金額は、違法行為による売上額が 1 万元未満の場合は 5 万元以下、1 万元以上の場合は売上額の 5 倍以上 10 倍以下と規定されている(第 51 条、第 52 条)。

4. 不動産登記関連

① 「『不動産登記操作規範(試行)』の発行に関する国土資源部の通知」(国土資規[2016]6 号、2016 年 5 月 30 日公布、同日施行)

2015 年 3 月に施行された「不動産登記暫行条例」(國務院令第 656 号)及び 2016 年 1 月に施行された「不動産登記暫行実施細則」(国土資源部令第 63 号)により中国における不動産統一登記制度が構築されています。2016 年 5 月 30 日に、当該不動産統一登記制度における登記プロセスの明確化、透明化を目的として、国土資源部により「不動産登記操作規範(試行)」が公布され、同日施行されました。同規範は、登記機構、登記簿、登記情報のプラットフォーム等の不動産統一登記制度における、具体的な取り扱いについて規定しています。その主たる特徴は、下表のとおりです。

⁹ その他の企業の場合は、関連する専門資格職業資格がある人員を 8 名以上雇用すること等の条件が付加されています(本規定第 9 条)。

¹⁰ 旧規定と同様、憲法で確立した基本原則に反する内容、社会公徳に危害を与える内容や、未成年者の社会道徳違反・犯罪行為の模倣を誘発する内容、未成年者の心身の健康を害する内容のコンテンツの配信を禁止することに加え、本規定第 25 条は未成年者の個人情報が含まれる内容のコンテンツの配信を新たに禁止しています。

(1) 不動産登記機関による登記実務上の運用基準の明確化

① 法令に規定されていない手続・資料を登記審査資料とすることの禁止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記申請時において、不動産登記機関が、物権法、不動産登記暫行条例及び不動産登記暫行実施細則等の法令に規定されていない手続を実施すること又は、資料の提出を求めることを禁止。
② 不動産登記機関の自由裁量の制限
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産登記機関が登記申請に対する審査を行う際の登記完了までの標準処理期間等を規定し、明確化することにより、不動産登記機関の自由裁量を制限。
③ 不動産登記情報の保護
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産登記情報を閲覧できる者の範囲を限定し¹¹、不動産情報の閲覧申請を行う際の手続を規定。 ・ 不動産登記機関の不動産登記情報に対する保護義務を明確化。

本年も中国では様々な重要立法がなされることが予想されます。読者の皆様とともにフォローして参りたいと思います。

¹¹ 不動産権利者、利害関係を有する者並びに人民法院、人民検察院、国家安全機関及び監査機関等の国家機関に限定。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 上海事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表

ta_nomura@jurists.co.jp

1998 年弁護士登録。2001 年より西村総合法律事務所に勤務。2004 年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005 年よりフレッシュフィールズ法律事務所(上海)に勤務。2010 年に現事務所復帰。2012-2014 年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014 年より現職。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No. 1494)) 等多数。



はやかわ いっぺい
早川 一平

西村あさひ法律事務所 弁護士

i_hayakawa@jurists.co.jp

2011 年第二東京弁護士会登録、西村あさひ法律事務所に勤務。2013 年北京語言大学(語学研修課程)卒業。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。



きのした せいた
木下 清太

西村あさひ法律事務所 弁護士

s_kinoshita@jurists.co.jp

2010 年慶應義塾大学法学部卒業。2012 年慶應義塾大学法科大学院修了。2013 年第二東京弁護士会登録。西村あさひ法律事務所に勤務。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、独占禁止法等。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー

Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200

E-mail: eapg@jurists.co.jp

URL: <https://www.jurists.co.jp>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号

Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610

E-mail: info_beijing@jurists.jp

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階

Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749

E-mail: info_shanghai@jurists.jp